

その他



不動産公売

公売方法 期日入札

公売会場 市役所本庁舎

3階第3会議室

公売期日 2月29日(金)

入札時間 午後2時～2時

30分

開札時間 午後2時30分

売却決定日時 3月7日

(金)午後2時

買受代金納付期限 3月7日(金)午後3時

参加資格 国税徴収法で規定される例外を除き、成人

売却区分番号	所在地	地目	面積	見積価格	公売保証金
1	豊岡市大篠岡	田	286.00㎡	2,500,000円	250,000円
			322.00㎡		
			4.89㎡		
			58.00㎡		
2	豊岡市土淵		1,399.00㎡	1,660,000円	170,000円

の方であれば原則、どなたでも参加できます。

ただし、両物件とも農業

委員会が発行する買受適格証明が必要となりますので、転用目的で購入する方は1月10日(木)までに、農地のまま購入する方は2月8日(金)までに、農業委員会に申し出てください。

入札当日の持ち物 印鑑、公売保証金

法人の場合や代理人により入札する方は、他にも書類が必要ですが、

注意事項
公売財産については、あらかじめ現況、関係公募等を十分確認ください。

事情により、公売を中止する場合があります。

その他詳細は、問い合わせください。

問合せ 税務課収税係

豊岡市農業委員会委員選挙

告示日

4月3日(木)

投票日

4月10日(木)

問合せ 選挙管理委員会



平成19年度 第8回インターネット公売

市税などの滞納処分によって差し押さえた財産を、次のとおり公売により売却します。

公売方法 インターネットを利用したせり売り

参加申込期間 1月8日

(火)午後1時～21日(月)午後5時

せり売り期間 1月23日

(水)午後1時～25日(金)午後2時

代金納付期限 2月1日

(金)午後3時

公売物件 ひな人形、掛軸、陶磁器など30点

参加資格 一部の例外を除き、20歳以上の方であれば

下見会

公売物件を実際に見ることができ下見会を開催します。

落札した物件は返品することができませんので、事前によく見て参加ください。下見会への参加申込みは不要です。

日時 1月12日(土)午前10時～午後3時

場所 竹野総合支所 大会

議室



参加できますが、公売保証金の納付が必要です。

参加申込方法 インターネットからの参加となります。(1月8日公開予定)

<http://koubaiauctions.yahoo.co.jp/hyg>

<http://toyooka.city>

その他 次のサイトでも公売に関する情報を提供しています。利用ください。

市ホームページ

<http://www.city.toyooka.lg.jp/koubai/top.htm>

ヤフー株式会社の公売システム

<http://koubaiauctions.yahoo.co.jp/>

問合せ 税務課収税係(公売担当) ☎23・11118

【豊岡地域】

収集品目	該当収集地区	振替日
紙製 容器包装	上陰、中陰、 下陰	1月28日 (月)

【城崎、日高地域】「ごみカレンダー」を確認ください。

【竹野、但東地域】振替該当品目はありません。

【出石地域】「ごみ収集日の休みと変更の日程」を確認ください。

問合せ 生活環境課または各総合支所
市民生活課

1月14日(月・祝)「成人の日」は、ごみの収集を休みます。ただし、次の品目については、地域ごとに振替日を設けます。

「ごみ」の収集日の変更

市役所本庁舎敷地内自転車置場の
放置自転車を整理します

市役所本庁舎敷地内自転車置場に放置されたと思われる自転車を整理します。期日までに申し出のない場合、無主物とみなし処分します。

放置されているとみなした自転車は、仮置場(東庁舎裏手)に移動しています。心当たりのある方は、連絡ください。

申出期限 3月21日(金)

問合せ 総務課行政係

日赤社資募集にご協力ありがとうございました

5月を中心に実施した本年度の日本赤十字社資募集について、皆さんにご理解、ご協力をいただき、11,376,056円が集まりました。(11月30日現在)

集められた社資は、今後の救済活動や医療事業等、数々の日本赤十字社運動を推進するための大きな原動力の一部として有効活用されます。

ご協力、ありがとうございました。

問合せ 社会福祉課地域福祉係

公立豊岡病院 地域連携
小児休日救急診療日程

月	日	担当医師(住所)
1月	6日	中沢 洋 (豊岡市出石町)
	13日	赤松 亮 (豊岡市九日市)
	27日	國屋正史 (養父市八鹿町)

診療時間は、午前9時～午後5時までです。

問合せ 公立豊岡病院救急
受付 ☎ 22・6111

公共下水道の受益者負担金に事務処理誤りがありました

公共下水道の豊岡処理区において、下水道の受益者負担金について、賦課漏れ、徴収猶予の更新漏れおよび賦課徴収誤りが判明しましたので、その内容と対応等について報告します。

このような誤りは、当時の関係部署間の連携不足、職員の法令等に対する認識不足や単純な事務処理誤りによるもので、市民の皆様方の信頼を損ねるものであり、多大なご迷惑をおかけしたことを心からお詫びいたします。

事務処理誤りの内容

- (1) 賦課漏れ・徴収猶予の更新漏れ... 下水道工事の施工に伴い受益者負担金を賦課しなければなりません、賦課していない土地がありました。また、下水道受益者負担金には、農地等の場合は、徴収猶予の制度があり、3年ごとに更新処理しなければなりません、更新処理していない土地がありました。(期間:平成2年度と平成4年度から平成14年度)

区分	人数	受益者負担金	備考
宅地	96人	15,650,462円	
農地等	84人	21,364,401円	徴収猶予対象
計	180人	37,014,863円	

- (2) 賦課徴収誤り... 下水道受益者負担金は、市の条例で3年が過ぎると賦課できないと規定していますが、3年経過後に賦課徴収している土地がありました。(期間:平成10年度～平成16年度)

人数	受益者負担金
26人	2,964,180円

今後の対応

今回判明した下水道の受益者負担金の賦課漏れ土地については、条例で定めている3年を過ぎているため、また、徴収猶予の更新漏れ土地についても、時効(5年)によりいずれも法的には負担金を徴収することが出来ません。しかし、該当者の方々に対し、これまでの経過と下水道事業は関係者全員の応分の負担によって成り立っていることを説明し、受益者負担金相当額の負担についてご理解とご協力をお願いしていきます。

また、今後このような事務処理誤りが生じないよう、事務処理方法の見直し、関係部署間の連携強化や職員研修の徹底を講じ、再発防止に努めます。

《相談・問合せ》企業総務課料金係 ☎ 22 - 5377